

「遺伝資源へのアクセス手引 第2版」 (2012年3月) の発行について

生物多様性条約遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する最新情報

第11回締約国会議（COP11）報告会

2012年11月5日、JBA会議室

一般財団法人 バイオインダストリー協会

生物資源総合研究所

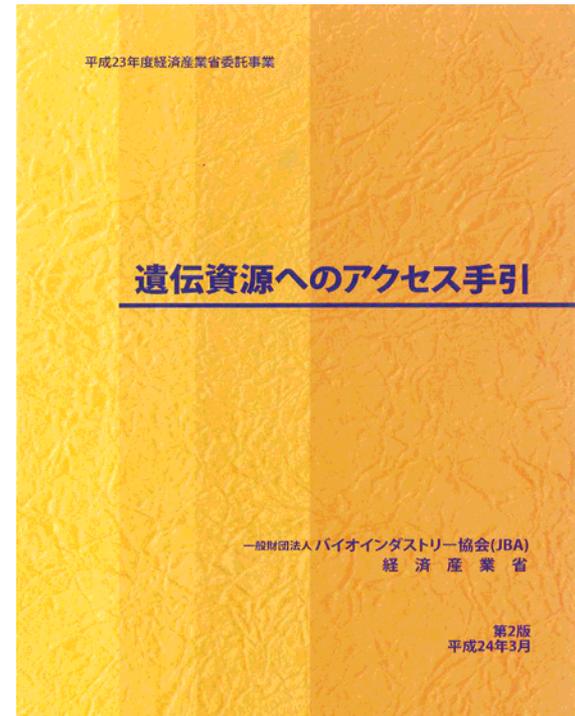
渡辺順子

遺伝資源へのアクセス手引 第2版

2



2005年



2012年

遺伝資源へのアクセス手引第2版の特徴

3

- (1) 基本はボン・ガイドライン**
- (2) 名古屋議定書の重要事項を追加**
- (3) 7年の実施経験を踏まえて、
新たなQ&Aを追加**

手引第2版の目次

I 一般的事項

用語の説明追加、流れ図(9頁)を改定等

II アクセスと利益配分の手順

名古屋議定書関連条項を追加、「遵守」規定を追加、
実施上の問題点と対応(Q&A)を追加。

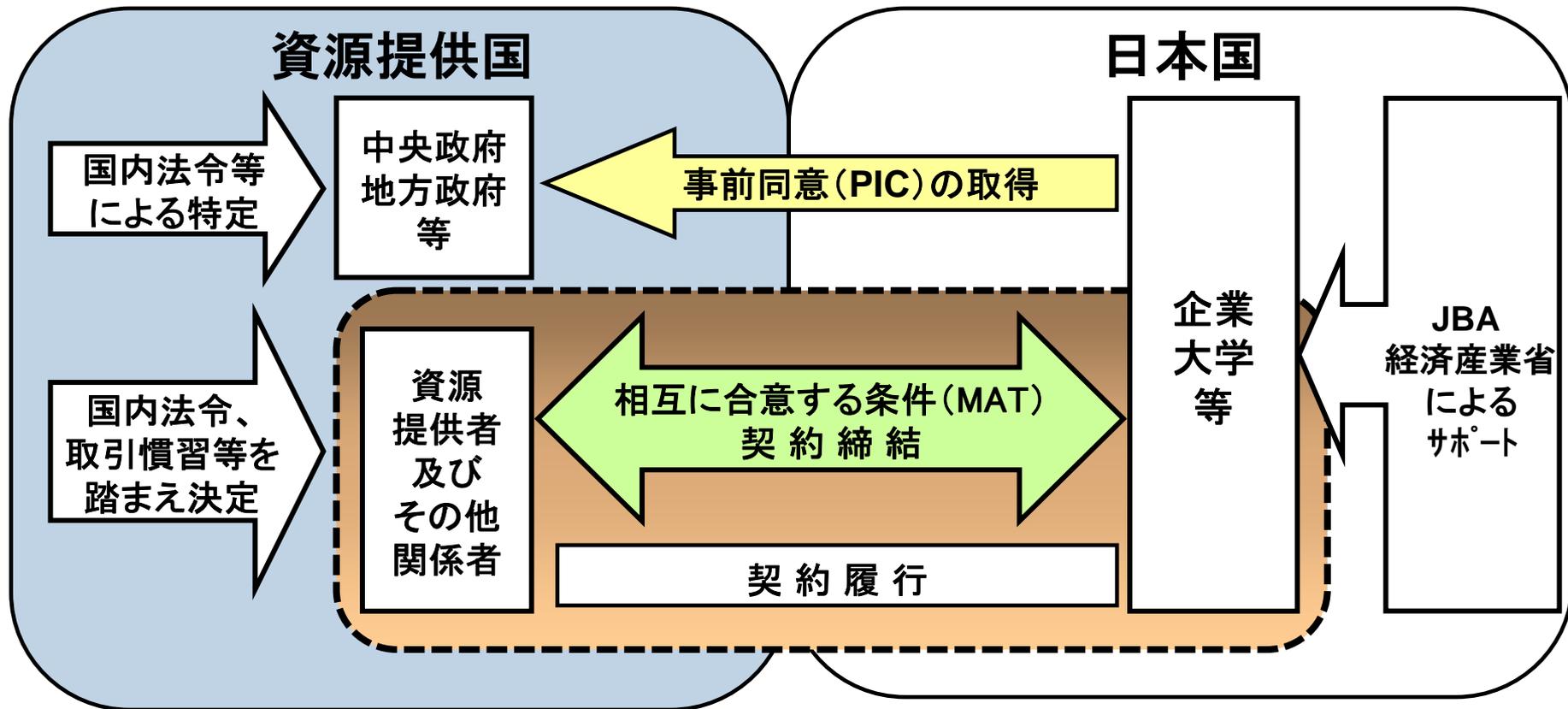
III その他の事項

IV JBA及び経済産業省の役割

参考

アクセスと利益配分の枠組み(手引9頁)

5



CBD、ボン・ガイドラインに基づく図

手引の利用：大原則

6

遺伝資源提供国の国内法や行政措置等に
従うこと！
(ABS法とは限らない)

- CBDは遺伝資源に対する各国の主権的権利を認め、ABSに関する措置を各国の国内法に委ねています。
- 名古屋議定書が採択された現時点においても、遺伝資源の利用者にとって、今までの手続を変更するものではありません。

遺伝資源提供国にABS法令はあるか？

7

□ **ABSに特化した法律（ABS法）を有する国は、25～30カ国程度。**

（CBD批准国の20%未満）

【約50カ国で何らかの点で、ABSに関連した法令や措置が設置されているが、そのほとんどは「国家生物多様性戦略、計画、政策」などである】

（CBD事務局報告による）

アクセスに関連する国内法(ABS法ではない)

例(1). マレーシア(サバ州、サラワク州以外)

8

CBDの所管:天然資源環境省

□ Regulation for the Conduct of Research in Malaysia

(首相府経済企画庁、1999年)

海外の機関がマレーシアの生物資源を利用する場合には、マレーシアのしかるべき研究機関と共同研究契約を締結し、それを経済企画庁に認可される必要がある。

(<http://www.epu.gov.my/undertaking>)

アクセスに関連する国内法(ABS法ではない)

例(2). インドネシア

9

C B D の所管: 環境省

□ Government Decree No. 41/2006

インドネシア研究技術省(RISTEK)

外国の大学・研究機関・企業・個人がインドネシアにおいて研究する際、
RISTEKから研究許可を取得しなければならない。

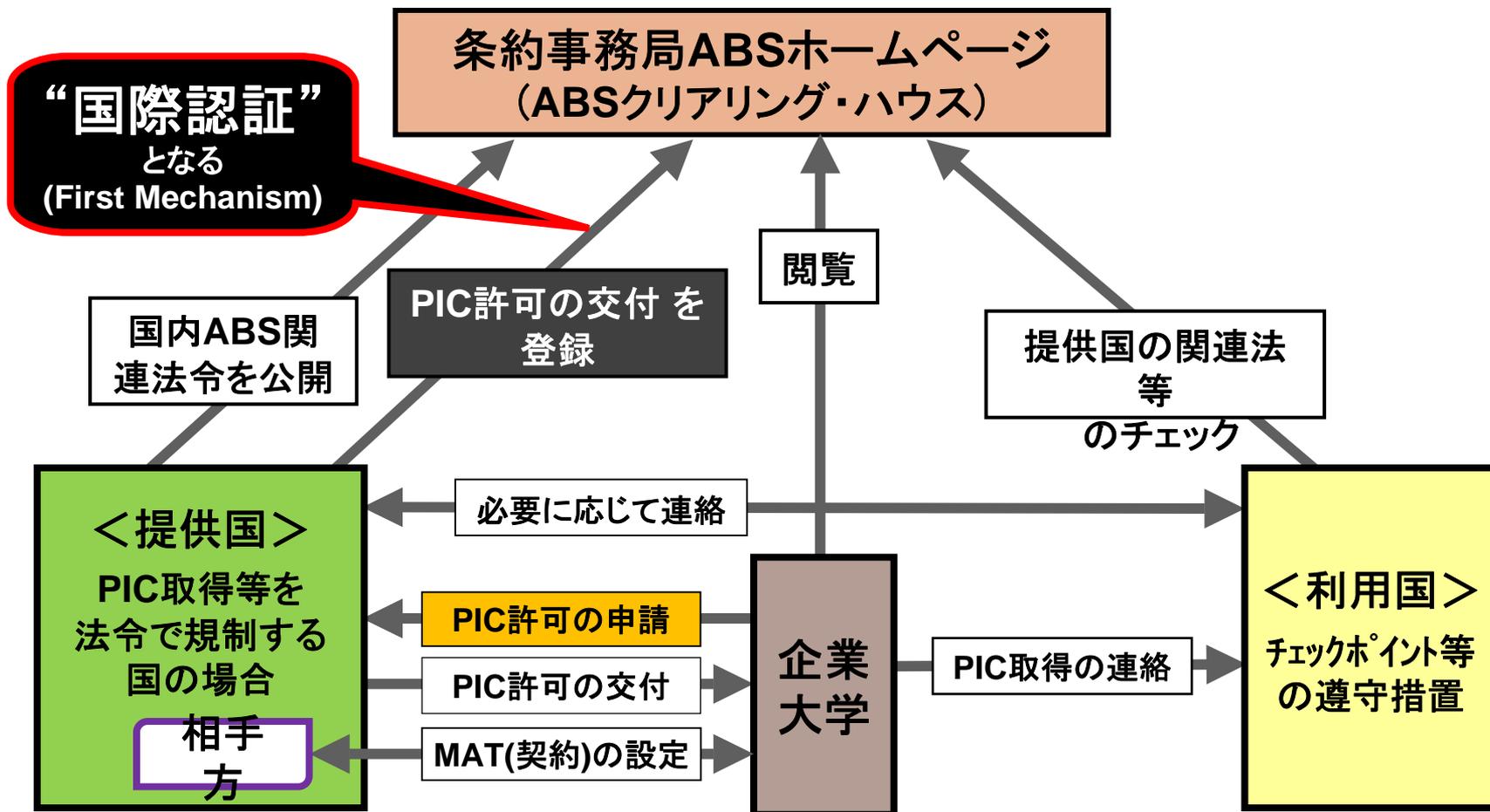
【申請手続き】

Research Permit Procedures for Foreign Universities, Research Institutes, Enterprises and Individual Researchers in Indonesia

(http://202.46.15.98/?module=File&frame=lain_lain/frp/PANDUAN_frp_English.pdf)

名古屋議定書が発効したら、何がかわるか？ (考えられる仕組み)

10



おわりに

名古屋議定書はまだ発効していません！

「それではどうすればよいのか？」

□ ボン・ガイドラインと共に名古屋議定書を基本とし、
「**遺伝資源へのアクセス手引 第2版**」
に従って行動してください。

□ 不明な点、問題点等がありましたら、JBAの
「**ABS相談窓口**」にご連絡ください。

連絡先は、webフォームから：

<https://sec02.alpha-mail.net/jba.or.jp/absinfo.htm>